

平野区地域自立支援協議会 議事録

1. 日時

平成 28 年 10 月 21 日 15 : 30～17 : 30

2. 場所

平野区役所 5 階 501 会議室

3. 出席者

事業所名・担当部署名	出席者数
特定非営利活動法人障がい者福祉総合支援センター いちいちまる	2
大和川園	0
さくら福祉作業所平野支部	0
ヘルパーステーションオアシス	1
くくるワークス	1
スカイ・アポロン/スカイ・アンドロメダ/スカイ・ペガサス	1
ヘルパーステーション羽ばたき	1
永寿の里かけはし	0
自立支援センターさんぼみち	2*
地域活動支援センターもくれん	2
大阪市障がい者就業・生活支援センター/南部地域障がい者就業・生活支援センター	0
エルケア平野	1
相談支援事業ひらの	1
平野区社会福祉協議会(見守り支援)	2
平野区障がい者相談支援センター	2
平野区役所 保健福祉課 (オブザーバー含む)	4
合計	20

\* : 内 1 名 (一般社団法人 UnBalance 元村氏) は研修部会より参加。発達障がい当事者として、障がい理解の啓発のため研修部会より協力要請。

4. 安全安心フェスティバル

10 月 16 日 (日) に出戸駅前にぎわいフェスタ 2016 が開催された。

午前の部はイオン長吉店前広場で開催され、物販コーナーでは日中活動部会からメロンパンやたこ焼きなどが出展された。

午後の部はコミュニティープラザ平野で開催された。災害体験として地震体験や煙幕体験などのコーナーが設置され当事者および支援者の方も参加された。参加者からは「体験しておくことは実際の災害場面での動揺をわずかでも少なくすることにつながることから、障がいのある方にとってこのような機

会が多くあって、また多様な障がい者に対して体験しやすい合理的な配慮が求められると感じた」との感想があった。実際に、震災体験の起震車は階段構造となっており、煙幕体験のコース幅が狭く、いずれも車いす利用の方が参加できない状況であった。

また、障がい者の防災については「災害体験も大切だが、災害後の避難生活がうまくできるかが一番心配である。発達障がいのある方にとっては普段と違う場所での生活が困難であるといった理解をしてほしい」との意見が本日の協議会出席者から当事者の意見として挙げられた。

## 5. 第2期平野区地域福祉計画策定委員会

平成28年10月13日（木）に開催された当該委員会では、第1期の振り返りと課題整理をし、第2期の骨子が提案された。今回の委員会では、福祉関係者だけでなく医療関係者（医師、歯科医師、薬剤師）の参加も多くみられ、「第1期について課題整理の根拠が曖昧」、「第2期の計画骨子が理念的すぎてよくわからない」、「計画はもっと具体的にしたほうがいいのではないか」、「児童・高齢・障がいといった括りで計画を立てた方がわかりやすい」などの意見があった。協議会からは「当事者の声が市区行政に届くよう地域支援システムが機能するようにしてもらいたい」、「ひきこもりや重度の障がいのために、なかなか地域のコミュニティに参加できないといった方々の声を聞くための仕組みを検討してもらいたい」との意見を述べて来た。

また、福祉計画については「差別解消法という制度が出来たが、全てにおいて合理的配慮がなされているのかなど、いろいろな問題が解消されているか疑問に思う」、「当事者の立場から、平野区では外食するのが困難である。障がいをもっている方が利用すると、すぐに対応できないことがある」、「差別解消法があっても、強制力がないため進んでいかない」、「当事者の立場になって考えてほしい」といった意見が本日の協議会出席者から当事者の意見として挙げられた。

## 6. 部会報告

### 6-1 相談事業部会

月1回第3金曜日の午前中に連絡会開催している。内容は情報交換意見交換として、主に事例検討をしている。検討会では、いろいろな支援の方法のアドバイスなど話合っている。

部会の今後の課題は以下のとおり。

- ・ 介護と障がいの壁がなくなってきているところで、制度の壁や中身が違うため他の制度も勉強しないといけない。
- ・ 地域包括支援センターにおいても障がいについての学習会をしてほしい。
- ・ 介護保険サービスとの連携も必要で、地域包括支援センターとの合同事例検討会などを検討したい。

## 6-2 日中活動部会

定例会を年間に4回、3か月に1回行った。定例会では近況報告や自己紹介、意見交換会を主にやっている。今年も東住吉支援学校での通所事業所説明会を行った。定例会はテーマを設定した方が集まりが良いのではという世話人会の見解で毎回、テーマを決めて開催している。

部会の今後の課題は以下のとおり。

- ・定例会の資料や東住吉支援学校事業所説明会に必要な経費等が、一部の事業所の負担になっているので予算化が課題。
- ・メールでのニュース配信は月1回の定期配信が負担が重く、連絡事項をある際に随時行っている。
- ・「活やくの場」は昨年度は平野区社会福祉協議会の協力で作成することができたが、今後の更新にあたっては予算化が課題。  
(PMN：資料等については区役所で印刷可能。データを提供することで発行は区役所においてできることもある。)
- ・「部会をさらに事業種別ごとに細分化した方が機能的では」との意見も挙がったが、現時点において細分化しなければならないほどの出席状況でもなく、今後具体的に細分化する必要性が出てきたときに再考することとなった。

## 6-3 研修部会

講師を招いての研修会を奇数月の第4金曜日 18時から主に区民センターで行っている。

部会の今後の課題は以下のとおり。

- ・講師については無料での協力を要請したり、講師を依頼した事業所が負担していたりしているのが実態である。
- ・今後、有料での講師依頼も検討しなくてはならず、その点については予算化も検討したい。
- ・障がい理解の啓発活動も研修部会の役割と考えている。公益的な研修についても検討したい。

## 6-4 居宅事業部会

年4回の総会を開催するため、毎月程度世話人が集まって準備会を行っている。総会への参加事業所は50～60ぐらいあり、研修に加えてグループワークも実施している。グループワークを企画することで、「知り合いが増えてよかった」、「つながりができたことで続けていきたい」との声が挙がっている。

部会の今後の課題は以下のとおり。

- ・他の部会と同様、講師を呼ぶ場合の費用については予算化が必要。

## 7. 設置要綱について

### 7-1 改定作業

これまで確認してきた改定部分について出席者全員の合意が得られ、設置要綱の改定案が確定した(別紙参照)。

## 7-2 役員選出

改定案に基づき会員からどのように役員を選出するかについて意見を求めたところ具体的な意見の提示はされなかったため、準備会事務局より以下の提案をした。

- ・これまで約3年に渡り準備会メンバーが協議会および部会を運営してきた実績がある。
- ・当該準備会メンバーの構成は改定設置要綱の別表1の要件を満たしている。
- ・また準備会に参画している事業所が設置している事業は、障がい福祉サービスの事業種別を概ね含んでいる。
- ・したがって当該準備会メンバーのうち継続して出席されてきた以下の方々を運営委員に移行させ、その中から役員を選出してはどうか？

特定非営利活動法人障がい者福祉総合支援センターいちいちまる

ヘルパーステーションオアシス

くくるワークス

スカイ・アポロン/スカイ・アンドロメダ/スカイ・ペガサス

ヘルパーステーション羽ばたき

ひらのケアセンター

自立支援センターさんぼみち

地域活動支援センターもくれん

大阪市障がい者就業・生活支援センター/南部地域障がい者就業・生活支援センター

平野区障がい者相談支援センター

社会福祉法人大阪市平野区社会福祉協議会

保健福祉課

相談支援事業ひらの

この提案に対し出席者全員の賛成が得られ、次回協議会において立候補または推薦等による役員を選出を行うことで合意された。なお、設置要綱の改定案、選出された役員については、全体会議にて承認を得ることとし、全体会議については本年度内での開催で計画することについても合意された。

## 8. その他

### 8-1 平野区見守り相談室

地域における見守り活動や災害時の支援につなげるため、要擁護者名簿が作成される。名簿作成にあたり同意確認を行っており該当者には書面が郵送される予定であるので周知等お願いしたい。

<内容>

- ・昨年度は高齢者が対象であったが今年度は身体障がい者手帳1級・2級の方が対象となっている。
- ・視覚障がいの方には、点字版を送付する予定。
- ・送付時期は決定次第、別途連絡あり。
- ・同意書の返答がない場合は、事前連絡のうえ訪問することになっている。
- ・障がい者手帳がない方で名簿に載せてもらいたい方は連絡をもらったうえで個別に対応する。

## 8-2 平野青春生活応援事業

さまざまな理由により不登校となっている子供たちの支援を今年度より実施している。不登校の理由には発達障がいの問題などがあるが、この事業で見えてきた問題点に対して今後どのように取り組んでいくかが課題となっている。

平野青春生活応援事業ではこのような課題に対し、第1回フォーラムを「平野青春ローカリティ」としてクレオ大阪南にて12月9日に開催する。

## 8-3 平野区民まつり

10月29日（土）、10:30～16:00、出戸池グラウンド・平野区民センターにて開催された。今回の平野区民まつりでは、平野区保健福祉センターの展示（地域福祉関連事業紹介）として平野区地域自立支援協議会が出店した。展示品として以下の資料を展示した。

- ・平野区地域自立支援協議会についての説明資料
- ・地域支援マップ
- ・地域支援システムの概略図
- ・日中活動系障がい福祉サービス事業所のパンフなど

以上

平野区地域自立支援協議会 設置要綱 改定案 H28.10.21

(名称)

第1条

本会の名称は平野区地域自立支援協議会とする。

(設置根拠)

第2条

本会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という）第89条の3に基づき設置する。

2 また、平野区における障がい者支援を推進するために、中核的な協議の場として設置する。

(目的)

第3条

本会の目的は、障害者総合支援法第89条の3第2項に準じる。

2 この目的達成のため、本会の会員は積極的に地域の障がい福祉の発展に寄与するものとする。

(活動内容)

第4条

本会は次の活動を行う。

- (1) 困難事例についての相談・協議
- (2) 地域の社会資源の開発のための提言と活用及び改善の検討
- (3) 地域の関係機関の連携の推進、ネットワークの構築、必要な情報の共有
- (4) 各種専門部会の設置及び専門部会の活動への支援
- (5) 障がい児（者）からの支援の要請に対して協議できる場の提供と可能な支援
- (6) その他、相談支援および障害福祉サービスの提供体制の充実に必要とされる事項の検討

(会員)

第5条

本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 平野区在住の障がい児（者）
- (2) 平野区内の障がい児（者）団体
- (3) 平野区内の障害福祉関係事業所
- (4) 平野区内の障がい関係支援機関
- (5) 平野区役所
- (6) その他運営委員会で承認された者

(役員)

#### 第6条

本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 若干名 書記 1名

会計 1名 運営委員 若干名

(監事)

#### 第7条

本会に監事1名を置く。

(役員及び監事の選出)

#### 第8条

本会の役員及び監事は以下のとおり選出する。

- (1) 会長、副会長は運営委員会において、会員の中から選出し、全体会議で承認を得る。
- (2) 書記、会計は、会員の中から会長が指名し、全体会議で承認を得る。
- (3) 運営委員は、会員の中から選出し別表1のとおりとする。なお、新たに運営委員となる場合または運営委員を辞任する場合は運営委員会の承認を得る。
- (4) 監事は、全体会議において会員の中から互選する。

(役員及び監事の役割)

#### 第9条

役員は次のとおりの責務を担う。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、会議の議事、その他必要な事項を記録する。
- (4) 会計は、本会の会計を管理する。
- (5) 運営委員は、本会の業務運営上必要な事項を審議する。
- (6) 監事は、本会の財務を監査する。

(役員及び監事の任期)

#### 第10条

本会の役員及び監事の任期は、次のとおりとする。

- (1) 本会の役員及び監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 役員が任期中に欠けた場合の後任の任期は、前任者の残留期間とする。

(会議)

#### 第11条

本会の会議について次のとおり定める。

- (1) 本会には、全体会議、運営委員会、専門部会を置く。
- (2) 全体会議及び運営委員会は、会長が招集し、議長は、会長または会長が指名する。
- (3) 全体会議及び運営委員会は、出席者の意思をもって議決・承認し、可否同数の時は、議長が決定する。
- (4) 専門部会ごとに専門部会長を定め、当該専門部会を招集し、会務を司る。

(全体会議)

第12条

全体会議は、全会員をもって構成し、予算・決算、事業計画・報告、その他重要事項を出席者の過半数をもって承認することができる。

(運営委員会)

第13条

運営委員会は、第6条の役員をもって構成し、本会の業務運営上必要な事項を審議し、構成員の過半数をもって決定することができる。

(専門部会)

第14条

本会に、必要に応じて専門部会を置く。

- 2 専門部会は、運営委員会の承認をもって設置できることとする。
- 3 専門部会は、事業や個別事案について、検討されるべき課題について、必要な地域資源や制度のほごまを補う提案などを検討する。
- 4 専門部会の委員は、会員をもって構成する。なお、必要に応じて、会員以外の者の出席を求めることができる。

(経理)

第15条

本会の経費は、寄付金、補助金、その他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第16条

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第17条

本会の事務局を平野区保健福祉センターに置く。

(平野区障がい者相談支援センター)

## 第18条

平野区障がい者相談支援センターは、事務局と協力して本会の運営に参画する。

## 付 則

この要綱は平成20年2月4日から施行する。

この要綱は平成23年3月9日から施行する。

この要綱は平成24年9月28日から施行する。

この要綱は平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

## 別表 1

障がい者相談支援センター

相談支援事業所

障がい福祉サービス事業所

平野区社会福祉協議会

専門部会の部会長

各関係機関